

令和4年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和4年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 77 施設
（内訳）保育所 41 施設、幼保連携型認定こども園 23 施設、軽費老人ホーム 7 施設、
障害者支援施設 5 施設、母子生活支援施設 1 施設

- ・指導監査の方法
実地による指導監査 72 施設
書面による指導監査 5 施設

- ・指導監査の結果
文書指摘あり 10 施設（延べ指摘件数 11 件）

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和4年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・年次有給休暇が10日以上付与される臨時職員についても、付与した日（基準日）から1年以内に5日年次有給休暇を取得させること。（6件）
- ・その他。（1件） （小計7件）

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和4年度指導監査結果における利用者処遇等に関して、文書指摘に該当するものはなかった。

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和4年度指導監査結果から、会計管理事務等について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・経理規程に基づき、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、適正に処理すること。(1件)
- ・駐車場について、契約書を締結せず賃借されているので、契約書の締結を行い、適切な経理処理ができるようにすること。(1件)
- ・住居手当について、改訂前の申請内容のまま支給を続けているため、改訂後の手当額に更正すること。(1件)
- ・経理規程に基づき、寄附申出書を徴し、領収書を発行すること。(1件) (小計4件)